



延べ面積 150 m²未満の飲食店に対して、

消防法令改正（消火器設置義務）の説明を実施（春季火災予防運動）

当本部は、3月1日から7日までの春季火災予防運動週間中に、延べ面積 150 m²未満の飲食店（以下、飲食店。）に対して、消防法令改正（消火器設置義務）の説明を実施しました。

1月から飲食店に対し、説明資料の配布を行ってきておりますが、今回は住宅密集地として、管轄する市内商店街の飲食店を対象に、夜間も含め1軒1軒お店を訪問しました。法令改正の経緯、内容を説明するとともに、お店の実態の把握にも努めました。関係者の方々は防火意識を持っており、自主的に消火器を設置している状況が多々見られました。また、併せて住宅密集地の状況を把握することができました。

お店の準備中、また営業中の中、関係者の方々にはご協力いただき有難うございました。



このページに関するお問い合わせ先

稲敷広域消防本部 予防課

〒301-0837 茨城県龍ヶ崎市 3571 番地の 1

電話：0297-64-3744

